

平成 28 年度

事業計画書並びに

資金収支予算書

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

社会福祉法人 神津島村社会福祉協議会

平成28年度

社会福祉法人神津島村社会福祉協議会事業計画書（案）

1.基本計画

「社会福祉法」で、「地域福祉の推進を図る団体」と明確に位置づけられている社協は、神津島の地域福祉推進の中核組織となり、住民参加による在宅福祉サービスの企画、実施や相談業務の強化、行政を始め住民、保健、医療、福祉関係団体、施設と連携、支援、協同し、地域の総合福祉力を高めるよう努力し、続べての住民が地域において自己決定に基づく生きがいのある生活を営めるよう、在宅福祉サービスのさらなる発展を図ります。

2.重点目標

- ①住民の社会福祉協議会への参加、加入、事業、行事への参加を求め、組織を強化する。住民参加による在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ②安定した自主財源の確保に努め、村役場福祉課、福祉関係機関と相互に連携協力しながら、共に支え合う地域社会の構築を図ります。
- ③住民の福祉向上を図るため「生きがい健康センター」を活用した事業を実施し、介護予防事業の拠点作りとしての活動を推進します。
- ④地域福祉権利擁護事業の住民への啓発・情報提供を行います。

3.事業計画

(1) 法人運営事業

- ・調査研究
 - ・地域福祉の拡充推進を目指し、研究活動等行います。
 - ・役職員の各種研修会への参加を行い、先駆的事業推進に貢献します。
 - ・神津島村地域福祉活動計画「あしたば計画」の見直しを進めます。
- ・連絡調整
 - ・保健、医療、福祉関係機関、地域団体との連携を密にして、地域保健福祉を推進します。
 - ・島嶼社会福祉協議会連絡協議会**小笠原大会**に参加いたします。
- ・普及宣伝
 - ・社協だより及び村の自主放送テレビ等で、社協活動の取り組みや情報を提供します。
 - ・まっちゃんれセンター、温泉保養センターに「お年寄り作文集」を置いて、社協PRに役立てます。
 - ・会員加入を図るため、地域団体、民生委員協議会等の協力を得て、会員増強運動を促進し、活動の強化と財源の確保に努めます。
 - ・ホームページ等で社協の事業内容や行事活動等を掲載します。
- ・組織の強化

- ・役員会、評議員会を必要に応じて開催し、役員の相互連絡を密にして組織の活動を強化していきます。

(2)地域福祉事業

- ・児童福祉事業
 - ・小学校新入学児童に、記念品を贈り入学をお祝いします。
 - ・七五三行事に、祝い品を贈ります。
 - ・正月凧揚げ大会を実施します。(赤い羽根募金)
 - ・夏休みの子供工作教室を開催します。
 - ・夏休み子供どんたくを実施します。
 - ・神津沢に鯉のぼりを設置します。
- ・心身障害者福祉事業
 - ・障害者の住みやすい、環境づくりやニーズのは把握に努め改善を提言していきます。
 - ・車椅子など、障害者の利用機器の整備促進に当たります。
 - ・島外施設長期入院者の、見舞い訪問を実施します。(歳末たすけあい募金)
 - ・車いす積載車「あしたば号」の貸出し、また通院・出島時の送迎／村役場・金融機関等への送迎をします。
 - ・福祉の情報提供を図ります。
- ・老人福祉事業
 - ・お年寄りの社会参加、交流を援助、協力します。
 - ・紙オムツの割引販売を行い、介護費用の軽減援助を行います。
 - ・歳末弁当を配布します。(歳末たすけあい募金)
 - ・高齢者のバスハイキング、お楽しみ会を実施します。
 - ・車いす積載車「あしたば号」の貸出し、また通院・出島時の送迎／村役場・金融機関等への送迎をします。
 - ・高齢者世帯を対象に見守りサービス（安否確認）を実施します。
 - ・介護保険事業を支援します。
 - ・一人暮らし、高齢者、障害者等対象世帯に非常食セットを配布します。(赤い羽根募金)
 - ・ゲートボール大会を開催します。
 - ・村と共催で敬老会を開催します。
 - ・高齢者困りごと支援サービスを実施します。
 - ・やすらぎの里でたい焼きボランティアを実施します。(年2回を予定)
 - ・村内の対象者に、二十五日様弁当を配布します。
- ・ボランティア推進活動事業
 - ・給食サービスボランティアグループに対し活動費の助成を行います。(歳末たすけあい募金)
 - ・体験ボランティアの企画により福祉の実状について啓蒙を図り、参加の機会

を作り老人ホームでのボランティア活動の参加を促進していきます。

- ・ 社協の行事へのボランティア参加を募り、住民のボランティア参加の啓蒙や情報の提供に努めます。
- ・ 緊急援護
 - ・ 不慮の災害等の被災者の支援を行います。
 - ・ 災害弱者を把握し、名簿等を作成し、常に見直していきます。
 - ・ 東京都社会福祉協議会と災害相互支援協定を結び救援活動を行います。
- ・ 赤い羽根募金事業
 - ・ 赤い羽根共同募金を実施し運動期間中の募金を実施します。
- ・ その他の事業
 - ・ 社協の提供する福祉サービスへの苦情に適切に対応し、解決を進め、客観性を確保するため第三者委員を配置してサービスの質を高めます。
 - ・ 個人の人格尊重の理念の基に、個人情報 を適正に扱い保護します。
 - ・ その他、村内各団体、ボランティアグループの協賛を得て、各種の事業を実施するため、第22回目の「社協・お祭りどんぶり」を実施し福祉活動のための事業資金づくりを行います。
 - ・ 村民運動会、やすらぎの里祭り、健康・福祉祭り、商工産業祭等のイベント
 - ・ 行事に参加し、各団体との連携、協同を図ります。

(3)歳末たすけあい運動事業

- ・ 歳末たすけあい運動期間中の募金を実施します。

(4)生活福祉資金貸付事務受託事業

- ・ 都社協が実施する貸付事業の事務及び、相談受付を行う
 - ◆ 貸付対象：低所得者世帯・障害者世帯、高齢世帯等
 - ・ 総合支援資金の貸付
 - ・ 福祉資金の貸付
 - ・ 教育支援資金の貸付
 - ・ 緊急小口資金の貸付
 - ・ 臨時特例つなぎ資金貸付
 - ・ 生活福祉資金貸付調査委員会を開催し調査、審査を行う

(5)受験生チャレンジ事務受託事業

- ・ 受験生チャレンジ支援事業
 - ・ 中学3年生・高校3年生を対象に学習塾の費用や、受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供達を支援します。

(6)福祉サービス利用援助事務受託事業

- ・ 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象

に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように支援します。

(7)心身障害者医療支援事務受託事業

- ・村が実施する心身障害者医療サービス提供事業の事務及び、受付を行う。
 - ・島内の医療機関において治療困難で、島外の医療機関に受診しなければならない場合に交通手段及び宿泊に対するサービスを提供し障害福祉の向上を寄与する。
- ◆利用対象：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けた者又は、児童。

(8)生きがい健康センター管理受託事業

- ・施設の適切な管理等に努め、生きがい健康センターを活用した事業の実施。

(9)たすけあい資金事業

- ・神津島社協の独自事業として低所得のため不測の事態に援護を必要とする者に対して資金の貸付を行う。

貸付限度額 100,000円